熊本地震復興応援定期積金 商品説明書

商　品　名	熊本地震復興応援定期積金（スーパー積金）
販　売　期　間	・令和８年１０月２６日(月) ～ 令和９年３月３１日(水)
販　売　契　約　額	・４億円 ※但し、販売契約額４億円に達し次第、販売を終了させていただきます。
ご利用いただける方	・法人および個人の方
期　間	・５年
預　入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・定期的に掛金の払込みができます。 ・１７,０００円以上 ・１,０００円単位
払出方法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。
利　息（給付補填金） （１）適用金利 （２）利払方法 （３）計算方法	 ・固定金利（契約時の利率「年利回り」を満期日まで適用します。） ・給付補填金は満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・給付補填金は付利単位を１円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税　金	・平成 25 年 1 月 1 日からお受け取りになる給付補填金（お利息）には 「復興特別所得税」が追加課税されますので 20.315% （所得税 15.315%　住民税 5%）の税金がかかります。 ※（なお、マル優はご利用いただけません。） ・法人の給付補填金（お利息）は総合課税となります。
付加できる特約事項	・個人の方は「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期積金の約定年利回りに１.０％上乗せした利率） ・普通預金等からの自動振替によるお預入ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに払い戻しいたします。 ①初回掛込日から解約日までの期間が１年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％
寄附について	・販売契約額の０．２５％にあたる金額を信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫から被災地方公共団体に寄附させていただきます。 ・ご契約者には、寄附金のご負担はありません。
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	**・苦情処理措置** 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（９時～１７時、電話：0120－160－455）にお申し出ください。 **・紛争解決措置** ・滋賀弁護士会（電話：077－522－3238） ・東京弁護士会（電話：03－3581－0031） ・第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588） ・第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03－3517－5825）にお申し出ください。

その他参考 となる事項	・お預入が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して１,０００万円までとその利息が保護されます。

（令和８年 10 月 26 日 現在）